

土岐市再犯防止推進計画

令和2年10月
土岐市

はじめに



犯罪を未然に防ぐことは、安全に安心して暮らすことができる社会の実現には不可欠なことであります。また、再犯を防止することも、私たちが考えていかなければならない重要な課題であります。

罪を犯した人の中には、高齢、障がい、生活困窮といったさまざまな問題を抱えている場合もあり、そのような人が円滑に社会復帰できるような施策や取組が、再犯防止には大切であります。

平成28年12月に成立、施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」では、再犯防止の施策等を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

そこでこのたび、「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、本市の施策や取組の方向性を明らかにしました。

この計画に基づき、関係団体との連携を強化するとともに、再犯防止の施策を推進することで、市民の皆様が犯罪の被害を受けることのない、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に繋げてまいりたいと考えております。

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

土岐市長 加藤 淳司

<目次>

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・・・ 1

第2章 犯罪情勢等について

- 1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率・・・・ 2
- 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率
（犯行時居住地が岐阜県の者）・・・・・・・・ 2
- 3 刑法犯認知（発生地主義）状況・・・・・・・・ 2

第3章 計画の基本方針 3

第4章 再犯防止推進の施策

- 基本方針1 支援機関との連携強化・・・・・・・・ 3
- 基本方針2 支援制度の活用促進・・・・・・・・ 5
- 基本方針3 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・ 10
- 基本方針4 その他の施策・・・・・・・・ 11

第5章 計画の推進体制 12

参 考

- 再犯の防止等の推進に関する法律
（平成28年12月14日号外法律第104号 抜粋）・・・・・・・・ 13

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

近年、県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が概ね40%台で推移しており、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。満期釈放者を始め、犯罪をした者等は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も息の長い支援が必要です。そこで国、地方公共団体及び民間協力者の緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが肝要であることから、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国では平成29年に、同法を受け「再犯防止推進計画」が策定されました。岐阜県においても、平成30年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本市においても「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と社会の構成員として受け入れることの市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指すことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画です。

3 計画期間

本計画は、令和2年10月から令和7年9月までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

	刑法犯検挙者数（人）		
	再犯者数（人）	再犯者率（％）	
平成25年	3,128	1,361	43.5
平成26年	3,067	1,279	41.7
平成27年	2,990	1,298	43.4
平成28年	2,845	1,243	43.7
平成29年	2,775	1,204	43.4
平成30年	2,848	1,243	43.6
令和元年	3,038	1,211	39.9

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～岐阜県再犯防止推進計画ほか より～

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (犯行時居住地が岐阜県の者)

	新受刑者数（人）		
	再入者数（人）	再入者率（％）	
平成28年	183	98	53.6
平成29年	180	93	51.7
平成30年	173	98	56.6
令和元年	160	89	55.6

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

～名古屋矯正管区 より～

3 刑法犯認知（発生地主義）状況

岐阜県における刑法犯の認知件数、土岐市における刑法犯の認知件数は、ともに年々減少しています。

	平成29年	平成30年	令和元年
岐阜県の認知件数（総数）	14,897	13,232	12,857
うち土岐市の認知件数	370	292	261
土岐市の割合（％）	2.5	2.2	2.0

～岐阜県警察 犯罪統計より～

第3章 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画や岐阜県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 支援機関との連携強化
- 2 支援制度の活用促進
- 3 広報・啓発活動の推進
- 4 その他の施策

第4章 再犯防止推進の施策

【基本方針1】 支援機関との連携強化

● 現状認識と課題 ●

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、岐阜保護観察所（※1）や名古屋矯正管区（※2）といった国の機関や岐阜県が設置している公的機関のほか、土岐保護区保護司会（※3）（以下「保護司会」という）などの民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司会、土岐地区更生保護女性会（※4）、土岐地区BBS会（※5）

※1 岐阜保護観察所…犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

※2 名古屋矯正管区…法務省の地方支分部局として、管轄区域（富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県）にある刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の適正な管理運営を図るため、指導監督調整等を実施している機関です。

※3 土岐保護区保護司会…保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。土岐保護区保護司会は、犯罪をした者等が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整、相談等を行っています。

※4 土岐地区更生保護女性会…更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした者等の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

※5 土岐地区BBS会…BBS (Big Brothers and Sisters Movement)は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。土岐市では、平成22年10月に高校生たちによる「土岐地区BBS、Jr」が、平成25年3月には「土岐地区BBS会」が結成されています。

等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、再犯の防止等に関する活動を促進する民間ボランティアの人材の安定的確保が難しくなっています。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには、岐阜県地域生活定着支援センター（※6）、岐阜県に所在する矯正施設（※7）、岐阜保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けることができるようにする必要があります。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのためには、学校と保護司会、岐阜保護観察所等が緊密に連携していく必要があります。

● 市の取組 ●

1 保護司会との連携強化

（担当：まちづくり推進課）

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。保護司会が運営する土岐更生保護サポートセンターは、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、平成24年に市役所の施設内に設置されています。

このことにより、地域全体の更生保護への関心が高まり、地域住民が相談に訪れるようになったとともに、関係する機関との交流や情報交換の活発化が図られています。

こうした保護司会の活動に伴い、犯罪をした者等の社会復帰の支援や犯罪予防活動のための幅広い活動を行う土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会を立ち上げるなど、県内においても先進的な取組がなされているところです。

市は保護司会の活動が促進されるよう、人材確保のために保護司会が開催する保護司候補者情報連絡協議会において、保護司の適任者の推薦をするなどの協力とともに、さらなる連携強化を図ります。

2 公的機関等との連携強化

（担当：まちづくり推進課）

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、岐阜保護観察所、名古屋矯正管区、岐阜県に所在する矯正施設、岐阜県地域生活定着支援センターといった公的機関等との連携強化を図ります。また、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、情報共有を行います。

※6 岐阜県地域生活定着支援センター…福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した者などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

※7 矯正施設…刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。

3 福祉関係機関との連携強化

(担当：福祉課、高齢介護課)

犯罪をした者等が保健医療・福祉サービスを受けることが必要となったときは、必要に応じて市内の地域包括支援センター、土岐市社会福祉協議会などの福祉関係機関へ繋げていきます。

4 学校との連携強化

(担当：教育総務課)

学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校、保護司会、岐阜保護観察所等が連携を強化するため、その協力体制の構築に協力します。

【基本方針 2】 支援制度の活用促進

(1) 保健医療・福祉サービスの利用に繋ぐ支援

● 現状認識と課題 ●

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により、岐阜保護観察所や矯正施設、岐阜県地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます(特別調整※8)。

しかし、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続きを行わない者もいるため、地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど、適切な支援に繋げていくことが大切となります。

● 市の取組 ●

1 総合的に相談できる体制の充実

(担当：福祉課、高齢介護課、子育て支援課、保健センター)

介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、市民が地域において、総合的に相談できる体制の充実を図ります。

2 成年後見制度の利用促進

(担当：高齢介護課、福祉課)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用の促進を図ります。

※8 特別調整…高齢または障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設、岐阜保護観察所、岐阜県地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整です。

(2) 就労に向けた相談・支援

● 現状認識と課題 ●

現状として刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者です。また、仕事に就いていない者の再犯者率は、仕事に就いている者の再犯者率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には、障がいを抱えていて、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

～再犯防止推進計画（第2 1. 就労の確保等）より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 生活困窮者自立支援事業（※9）による支援 （担当：福祉課）

生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

2 保護司会と連携して行う就労支援 （担当：人事課）

市と保護司会の間で、犯罪をした者等の就労支援に関する協定を平成26年6月に締結しました。

これにより、保護司会が推薦する支援対象者を6か月以内を原則に会計年度任用職員として雇用します。雇用期間を勤勉に終了した場合は、民間企業等への就労を支援するために、支援対象者の求めに応じて勤務状況を記した証明書を交付します。

3 就労を希望する障がい者に対する支援 （担当：福祉課）

就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt（運営法人：社会福祉法人 陶技学園）や多治見公共職業安定所、東濃基幹相談支援センターと連携しながら、就業や生活面での支援を行います。

※9 生活困窮者自立支援事業…経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

4 就労継続支援や就労定着支援などによる障がい者への就労支援 (担当: 福祉課)

就労継続支援や就労定着支援などによる障がい者への就労支援を通じ、障がい者の就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導及び助言などの支援を行います。

5 若年者の就労支援 (担当: 産業振興課)

若年者に対しては、ジョブカフェ(※10)等の支援制度に繋ぐことで、年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。

6 協力雇用主の新規開拓 (担当: まちづくり推進課)

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力するために、保護司会の働きかけによって、平成27年に東濃地区協力雇用主会が発足されました。

今後も、さらにこのような協力雇用主が増加していくよう、その意義などを周知することで新規開拓に努めます。

(3) 住居の確保等

● 現状認識と課題 ●

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではありません。

～再犯防止推進計画(第2 2. 住居の確保等)より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 公営住宅での受け入れ等 (担当: 生活環境課)

公営住宅の募集状況などについて、市広報紙「広報とき」や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。

※10 ジョブカフェ…都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設です。岐阜県では、岐阜県総合人材チャレンジセンターがその役割を担っています。

2 生活困窮者住居確保給付金(※11)の活用 (担当:福祉課)

生活困窮者住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

3 住宅確保が難しい者に対する居住支援 (担当:生活環境課)

岐阜県居住支援協議会(※12)への参加を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい者に対する居住支援について研究を進めます。

(4) 小・中学校での支援

● 現状認識と課題 ●

平成28年度の我が国の高等学校進学率は98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが中学校卒業後に高等学校へ進学していません。

小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や非行等に至った児童・生徒のための支援等が重要です。

～再犯防止推進計画(第4 1. 学校等と連携した修学支援の実施等)より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 児童・生徒の立ち直りを支援 (担当:教育総務課)

小・中学校の取組として、問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、岐阜保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー(※13)を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

※11 生活困窮者住居確保給付金…離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

※12 岐阜県居住支援協議会…住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

※13 スクールソーシャルワーカー…いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

2 薬物乱用防止講座の実施

(担当:教育総務課)

小・中学校の校長で組織する校長会に保護司会との連携担当を置き、保護司会と連携して小・中学校における薬物乱用防止出前講座を実施し、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

(5) 薬物依存を有する者への支援

● 現状認識と課題 ●

覚醒剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所へ入所する者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、平成28年に出所した者の2年以内再入者率は17.3パーセントですが、そのうち覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入者率は18.7パーセントと高くなっています。

再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができると信じ、病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

～再犯防止推進計画(第3 2. 薬物依存を有する者への支援等)より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 薬物依存に関する治療・支援

(担当:福祉課)

申請に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。(自立支援医療(精神通院医療)制度)

2 民間回復支援施設(ダルク(※14))への繋ぎ

(担当:福祉課)

薬物依存症からの回復に向けての取組の中で、場合によっては、民間回復支援施設(ダルク)へ繋ぐことで、継続的な支援を促します。

※14 ダルク…Drug(ドラッグ)Addiction(依存症、行動嗜癖)Rehabilitation(リハビリ)Center(施設)の文字の頭文字をとってDARC(ダルク)といいます。ダルクは「薬物依存症」という病気から回復して、社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設です。特徴は創立者から現在のスタッフまで、ほぼ全員が薬物依存症の回復者で運営されているところです。

【基本方針3】 広報・啓発活動の推進

● 現状認識と課題 ●

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

～再犯防止推進計画（第6 2. 広報・啓発活動の推進等）より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 「社会を明るくする運動」 強調月間等における啓発活動の推進

（担当：まちづくり推進課）

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本市では、平成18年度から、7月上旬に保護司会が中心となって、街頭啓発活動を行っており、市内中学校の協力により、一日中学生保護司として生徒が自ら街頭啓発を行い、運動への理解を深めています。

また、保護司会では、平成7年度から市内小・中学生を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、夏休みの課題として昨年度は500点を超える応募数となっています。

今後も、「社会を明るくする運動」について、市民へ広く周知していきます。

2 保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の活動の周知

（担当：まちづくり推進課）

市広報紙「広報とき」や市ホームページなどで、保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の更生保護ボランティアの活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

3 行政や専門機関等による相談事業の周知等

（担当：まちづくり推進課、福祉課）

行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、保護司会が取り組んでいる「ひまわり相談室」をはじめ、民生委員・児童委員等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

4 児童・生徒に関する相談窓口の周知 (担当:まちづくり推進課)

非行・犯罪問題の専門機関である少年鑑別所(※15)の専門性を生かし、非行や問題行動の相談を受け、心理検査等の援助を行い、関係機関からの依頼を受けて、相談や講演等に応じる「ぎふ法務少年支援センター(岐阜少年鑑別所)」の周知を図ります。

非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「東濃地区少年サポートセンター(多治見警察署内)(※16)」の周知を図ります。

5 薬物依存に関する適切な広報・啓発 (担当:まちづくり推進課)

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。

【基本方針4】 その他の施策

● 市の取組 ●

1 地域の見守り活動の推進 (担当:生活環境課)

犯罪の抑止に繋がる取組として、地域の目となる地域防犯ボランティアなどによる見守り活動を推進することなどにより、安全で安心なまちづくりに努めます。

2 地域福祉計画等への対応 (担当:高齢介護課、福祉課)

高齢者や障がい者への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されています。高齢者や障がい者への福祉的支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした高齢者や障がい者に対しても確実に支援に繋げることが重要です。そのため、地域福祉計画などの改定に際し、罪を犯した高齢者や障がい者に対する支援を盛り込むことを検討します。

3 刑務作業等への支援 (担当:まちづくり推進課)

受刑者の社会貢献意識の高揚に繋げるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。

※15 少年鑑別所…家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

※16 東濃地区少年サポートセンター…少年問題に関する専門組織であり、多治見警察署に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

第5章 計画の推進体制

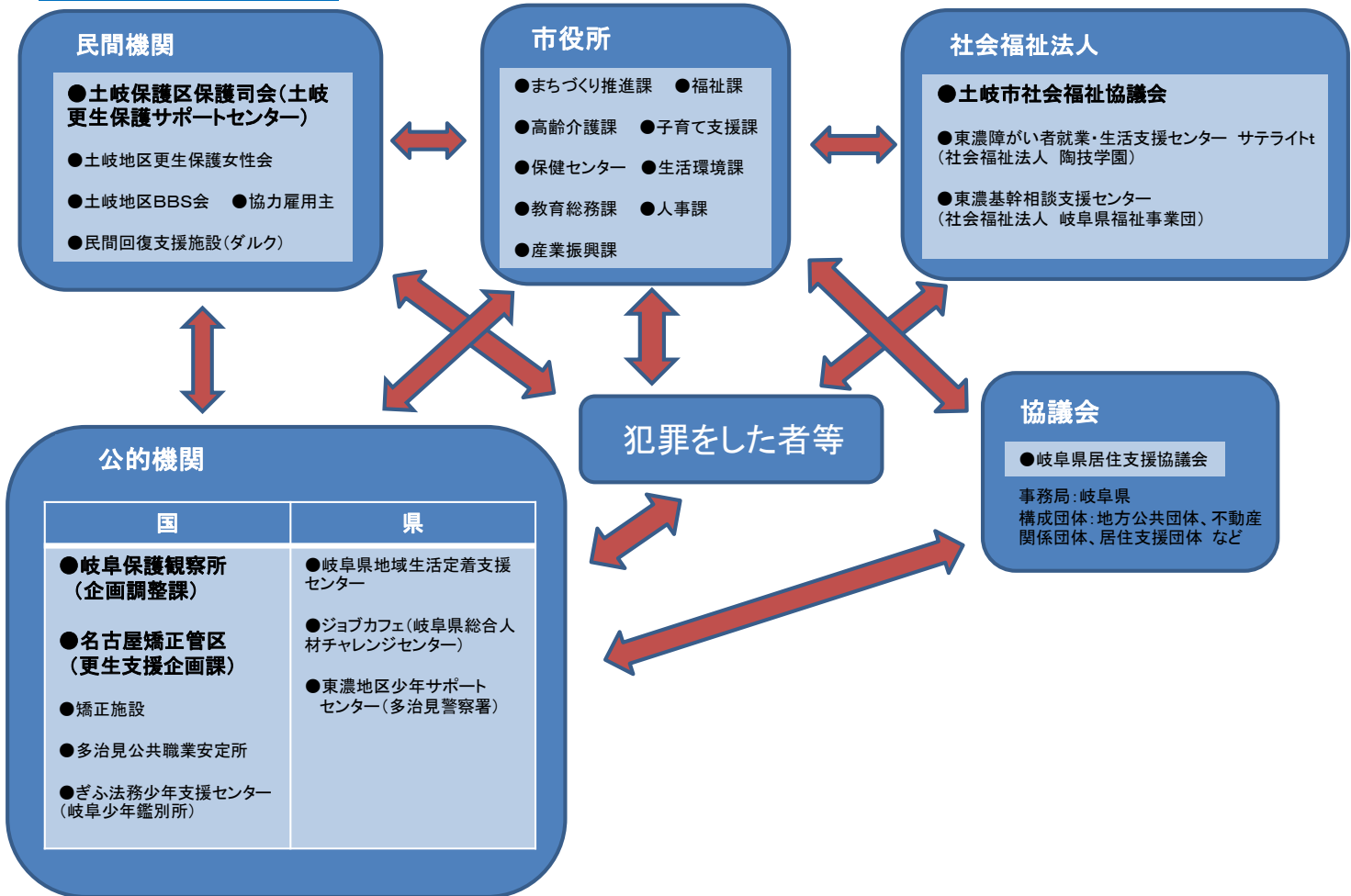
本計画を推進するため、「土岐市再犯防止推進連絡会」を設置します。この連絡会では、岐阜保護観察所・名古屋矯正管区の技術的指導を受けながら、直面する課題や今後の取組の方向性などについて検討します。なお、今後の社会情勢の変化等に応じ、構成メンバーを変更・追加していきます。

構成メンバー：まちづくり推進課（事務局） 福祉課 高齢介護課 子育て支援課
 保健センター 生活環境課 教育総務課 人事課 産業振興課
 土岐市社会福祉協議会 土岐保護区保護司会
 岐阜保護観察所 名古屋矯正管区

また、支援が必要なケースが実際に発生した際には、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めたケース会議を別途実施します。

このように、市の担当課と支援機関等が連携を強化することで、犯罪をした者等へのバックアップがより適正かつ迅速に行えるようになります。

支援機関等相関図



参 考

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号 抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。